



ペリージョンソン レジストラー

認証の表明／広告宣伝および PJRロゴ、規格ライセンス機関ロゴ および認定機関シンボルの使用手順

第三者機関による認証の信頼性は、被認証組織による認証機関ロゴ、規格ライセンス機関ロゴおよび認定機関シンボルの適切な使用と、認証の表明において誤解を招くような表現を防ぐことができるかにかかっている。

本手順では、被認証組織の認証の適切な表明方法、ならびにPJRのロゴ、規格ライセンス機関ロゴおよび認定機関シンボルの適切な使用について説明する。また、認証の表明が不適切である場合、あるいはマーク類が不適切に使用されている場合に、PJRが取ることになる手続きについて解説する。

各規格に対する認定状況に関して一般に誤解を与えることがないことを確実にするよう、配慮しなければならない。また、関連業務を提供する組織とPJRの関係についても、誤解が生じないようにしなければならない。PJRは独立した認証機関であり、マネジメントシステムのコンサルティングを提供する会社の一部ではない。

日本では、電子登録証発行につき PROiuj-8 登録証・適合証明書 取扱手順を併せて確認してください。

改訂記録

本文書およびその他の管理文書への修正は、文書およびデータ管理手順、PRO-4 の規定に従う。

日付	詳 細	改訂レベル
2017/09/26	FSSC Ver. 4.1 対応による FSSC ロゴ使用規定の変更	13.4
2018/02/22	EMA のロゴおよび許可の要請提出先変更。1. EMA がロゴを更新した。2. 人事異動による。 (日本語版：この版は日本語版スキップ)	13.5
2018/02/28	グルテンフリー認証プログラムの項を追加、ANAB の旧シンボルを 12 付属書 B から削除。	13.6
2018/04/25	付属書 B－グルテンフリー認証のロゴ追加 付属書 C－ISMS-AC の法人名称を変更	13.7
2019/03/20	「ISMS-AC IMS 認定シンボルの使用指針」(JIP-IMAC510-5.0)を満たすため、付属書 C を改訂	13.8
2019/04/19	付属書 D を追加	13.81
2019/06/17	付属書 B に次の文言を追加。「複数の認定機関のロゴの使用を選択する場合、PJR のロゴは各認定機関のロゴの隣または近くで使用されなければならない」 付属書 ANAB シンボルを認定機関 UKAS シンボルと共に利用する場合、四角で囲われた PJR ロゴと UKAS シンボルは 1 つのマークと見なされるため、さらに単体の PJR ロゴを併記すること。	13.9
2019/08/26	グルテンフリー認証プログラムのロゴ使用方法を削除、参考文書から ISO 17065 を削除	14.0
2019/10/30	ema のロゴマークの使用方法に関する表現を強化	14.1
2020/01/22	ISMS-AC 認定シンボルの切り替え期限変更	14.1.1
2020/03/30	ISRI ロゴの要件 Ver. 3.0 に従い RIOS ロゴを変更	14.2
2020/04/27	JAB 認定シンボル変更	14.3
2021/05/27	新しい ANAB & UKAS ロゴに関する情報の追加	14.4
2021/08/02	R2 に関し：SERI ライセンス CB 合意書および SERI COP 20 アドバイザリーの最新版（それぞれ）への参照の追加（3.13 と 3.14）、R2v3 ロゴおよび R2 ロゴ使用の説明（基準による）の追加	14.5
2021/09/01	JAB 認定シンボルの、PJR が提供している画像ファイルの形式について、記述と実際の齟齬を修正。「BMP 形式の電子的画像データ」を「電子的画像データ」に、また Web 用と印刷用を分けていないのでそれを反映。JAB 認定シンボルの各部の名称を JAB の規定「認定シンボル使用規則 JAB N410:2021 第 19 版」に準拠するように修正	14.6
2021/10/28	Accredia のマーク使用規則 (RG-09 rev. 10) 更新により、Accredia のセクションを改訂	14.7
2021/11/30	R2v3 ロゴを SERI が配布した修正版に変更	14.8
2022/04/11	6.4 項および付属書 A の連絡先を Lisa Arpino (larpino@pjr.com) に変更	14.9
2022/05/06	CLS の認定シンボルを追加	15.0
2023/02/01	SERI のロゴ使用に関する付録を更新	15.1
2023/04/04	付属書 B に UNI マークに関する段落を追加	15.2
2023/04/21	付属書 C に ISMS-AC の規程 510 参照を削除、WEB ページの色指定を追加	15.3
2023/08/29	付属書 B にロゴ使用時に取得規格などの併記を明確化するため文言追加	15.31
2023/12/21	ロゴのフォーマットの修正	15.4

日付	詳 細	改訂レベル
	R2 の 2013 年版のロゴを削除	
2024/02/23	付属書 A に、認証組織は FSMS 認証マークを使用することが許されていないことを追記	15.5
2024/06/26	旧 JAB 認定シンボルの削除	15.6
2024/09/12	旧 UKAS 認定シンボルの削除 認証組織に PRO-3(最新版)に適合する義務があることを追記	15.7
2024/10/21	ANAB 認定シンボル使用規則のレイアウト調整	15.71
2024/10/29	6.4 項の連絡先を Kim Wagner (kwagner@pjr.com) へ変更	15.72
2024/11/19	イギリスで使用するため旗のない PJR ロゴを追加、 AS 組織は、AS と ISO 認証を個別に取得しているという印象を与えないように、文言を追加	15.8
2024/12/11	本社での FSSC ロゴ使用に関する文言追加	15.9
2024/12/18	6.4 項 の連絡先を chammond@pjr.com に更新	16.0
2024/12/24	旧 UKAS 認定シンボル、旧 ANAB 認定シンボルの削除	16.1
2025/03/12	日本適用外のマークの表記を非掲載に変更	16.11

1 適用範囲

本文書では、PJRの被認証組織による認証の表明方法、PJRロゴ、規格ライセンス機関ロゴおよび認定機関シンボルの使用を管理する手順を説明する。

2 責任

審査ロジスティックマネージャーは、被認証組織が、認証の表明方法、ならびにPJRロゴ、規格ライセンス機関ロゴおよび認定機関シンボル使用に関する適切な資料を受領することを確実にする責任を負う。プログラム／認定マネージャーは、被認証組織によるそれらの使用、および認証の表明について、適切な契約上の制限を順守させる責任を負う。

PJRの認定機関のシンボルをPJRの広報目的で使用する場合、その適切な使用を確実にするために、代表取締役社長、プログラム／認定マネージャーまたは適切な被指名人の承認を要する。

日本では、CEOが本文書中の代表取締役社長の責務を負う。

3 参考文書

- 3.1 EN 45012：品質の評価および認証／登録を運用する機関に対する一般要求事項
- 3.2 ISO/IEC 17021 最新版
- 3.3 品質マニュアル（PJR-1）
- 3.4 認定シンボルの使用に関する認定／監督機関固有の規則（ANAB、JAB、UKAS、ACCREDIA、ema、およびIATF）
- 3.5 品質システム認証手順（PRO-1シリーズ）
- 3.6 ISO ガイド27：適合マークの誤用に対する認証機関による是正処置の指針
- 3.7 認証委託契約書（F-3シリーズおよびその他同様の認証委託契約書）
- 3.8 ISO/TS 22003 最新版
- 3.9 ISO/IEC 27006 最新版
- 3.10 e-Stewards規格 最新版
- 3.11 R2 実施規則 最新版
- 3.12 リサイクル産業業務基準™（RIOS™）ロゴの使用規則／ISRI Services Corporation
- 3.13 SERI ライセンス合意書の最新版
- 3.14 SERI COP アドバイザリー 20 最新版

4 一般

- 4.1 ISO/IEC 17021、ISO/TS 22003、ISO/IEC 27006、ANAB 認定基準およびその他の要求事項に従い、PJRは、PJRの被認証組織が認証を公表するために用いるロゴを、PJRの登録商標として所有する。
- 4.2 PJRの被認証組織は、認証の表明方法、PJRロゴ、規格ライセンス機関および認定機関シンボルの使用に関する規定を、本文書およびF-3シリーズの文書によって通知される。なお、被認証組織は、PJRお客様専用ページ内に掲載される本文書の最新版を維持し、適合する義務を持つ。
- 4.3 認証の表明、および／または、PJRロゴ、規格ライセンス機関、あるいは認定機関シンボルの使用が不適切な場合は、PJRが是正処置を要請することが極めて重要となる。これは、認証の妥当性に関しての、市場の高い信頼を維持するためだけでなく、PJRやPJRの認定機関、そしてPJRの被認証組織の信用を維持するためにも重要だからである。
- 4.4 PJRの被認証組織は、PJRの評判を落とすような登録証の使用や、認証に関して誤解を与えるような記述をしてはならない。
- 4.5 国際認定機関フォーラム（IAF）の相互承認協定により、IAFはIAFの要求事項に適合する認定機関の承認を行っている。この世界規模の協定は、国際市場に通用する製品およびサービスの品質の認知を目的としている。詳細は <https://www.iaf.nu> を参照のこと。PJRの認定機関はすべてIAF-MLA（国際相互承認協定）に加盟している。

5 登録証の取り扱い

- 5.1 PJRは、PJR登録証を授与する権限を持つ唯一の機関であり、すべての登録証はPJRの所有物と見なされる。
- 5.2 登録証が再発行された際、または認証が返上／撤回された際には、登録証を返却するか破棄しなければならない。
- 5.3 付属書が存在する場合、登録証は付属書と共に扱われなければならない。
- 5.4 顧客より登録証のコピーの提出を求められた場合は、それが複製であると容易に分かるようにしなければならない。（例：白黒コピーを行い、「複製」の印を押す）
- 5.5 PJRは、e-Stewards がe-Stewards プログラム管理者との間に、e-Stewardsの名称およびロゴの使用に関する有効かつ現行のライセンス契約が整っていること、およびすべての不適合が解消されていることをPJRが確認した場合に限り、e-Stewardsのすべての適用可能な要求事項に適合していることを示す登録証を発行する。

発行される登録証には、PJRロゴ、認定機関シンボル、および（ライセンス契約と併せて、PJRに対してBANにより規定される通りの）e-Stewardsロゴが付いていなければならない。未認定のe-Stewards登録証を認証機関が発行することはできない。ロゴの使用に関する規定はライセンス契約に記述される。

- 5.6 PJRは、R2企業がSERIプログラム管理者との間に、R2の名称およびロゴの使用に関する有効かつ現行のライセンス契約が整っていること、およびすべての不適合が解消されていることをPJRが確認した場合に限り、R2のすべての適用可能な要求事項に適合していることを示す登録証を発行する。

発行された登録証は、PJRロゴと認定機関シンボル、および（PJRに対してSERI がライセンス契約に従い提供した通りの）R2 ロゴが掲載されていなければならない。未認定の R2 登録証を PJRが発行することはできない。ロゴの使用規則は、ライセンス契約と R2 実施規則に記述される。

6 認証の表明手順

- 6.1 被認証組織は、PJRが認証を授与した後、はじめて認証の表明を行うことができる。プログラム／認定部門は、認証の表明に関する問い合わせに応じ、有効な表明方法に関する説明をする。PJRは、印刷用の PJRロゴ、該当する場合には規格ライセンス機関ロゴ、および認定機関シンボルの版下を被認証組織に提供する。被認証組織は、PJRがロゴおよび認定機関シンボルの使用を許可してから、はじめてそれらを使用することができる。原則的に、PJRは、PJRが被認証組織PJRのロゴ、該当する場合には規格ライセンス機関ロゴ、および認定機関シンボルを提供する行為を、被認証組織に使用の許可を与えたことと見なす。

- 6.2 PJRの審査員は、登録証の管理、被認証組織によるロゴおよび認定機関シンボルの使用状態ならびに認証の表明を審査の際に毎回検証する。

- 6.2.1 認証の表明方法、PJRロゴ、規格ライセンス機関ロゴ、および認定機関シンボルの使用が不適切である場合には、以下の例が含まれるが、これに限定されるものではない。

- a) PJRロゴ、規格ライセンス機関ロゴ、および認定機関シンボルを被認証組織の製品または包装に添付した場合。
- b) 製品があたかも PJRおよび認定機関に適合している、または認証されているかのようにほめかす形でそれらを使用した場合。
- c) 登録証原本を偽造した場合。
- d) スキャン等により、原本と見間違ふような登録証の複製を作成した場合。例外：有効な登録証を保持する被認証組織が Web サイト上に登録証を掲載することは許可されている。ただし、Web サイトの閲覧者に偽造されないように扱わなくてはならない（例：ダウンロード不可、印刷不可の設定にする）。
- e) 認証された所在地以外の住所が記載されている名刺、看板または Web サイトにロゴおよび／またはシンボルを使用した場合または認証を表明した場合（これに該当する場合、認証されている所在地は名刺、看板またはWeb サイトの住所と異なることが名刺、看板またはWeb サイトに記載されること）。
- f) 認証された製品およびサービス以外の活動が記載されている名刺、看板またはWeb サイトにロゴおよび／またはシンボルを使用した場合または認証を表明した場合（これに該当する場合、名

刺、看板またはWeb サイトに記された活動と認証されている製品およびサービスの違いを明記しなければならない)。

- g) マークを、以下のように文房具に使用した場合。
 - PJR ロゴが表示されず、規格ライセンス機関ロゴおよび認定機関シンボルのみが表示された場合
 - 特定の認定機関のシンボルを、他機関より際立たせて使用した場合
 - 各認定に対し、同じ認定機関シンボルを 2 つ以上使用した場合
- h) 被認証組織の活動の範囲について、誤解を与えるような内容を表明した場合。
- i) 被認証組織の地位について、見た者に誤解を与えるような方法で認証を広告した場合。
- j) 旧／廃止版のロゴおよび／またはシンボルを使用した場合。

6.3 PJRが、審査、報告または他の手段によって以下を発見した場合、プログラム／認定マネージャーは本手順に従い、是正処置を要請する。

- a) 被認証組織以外の組織が、PJRロゴまたは認定機関シンボルを使用している。
- b) 被認証組織が、PJRの認証使用規定に違反した疑いがある。
- c) 被認証組織が、認証範囲外の事業所、製品およびサービスがあたかも認証されているような認証の表明を行っている。

プログラムおよび認定マネージャーは、本手順に従い是正処置を要請する。

6.4 顧客が、新聞・雑誌の記事、電子媒体、または類似の出版物にペリジョンソンレジストラの社名の使用を希望する場合は、PJR本社の事前承認が必要である。アメリカ国内においては、電子メール (chammond@pir.com) で認定部門における本件の担当者に申し出ること。日本においては、東京事務所の認定部門 (nintei@pir.jp) に連絡する。他の言語での出版は、担当のスケジューラーに連絡をとり、承認のプロセスを手配する。

7 是正処置

7.1 PJRは、不適切な認証の表明、PJRロゴ、規格ライセンス機関ロゴ、または認定機関シンボルの誤用を発見した場合、直ちに是正処置実施の手続きを開始する。

7.2 被認証組織以外の組織（過去の被認証組織を含む）が、認証されていないにもかかわらず、PJRロゴ、規格ライセンス機関ロゴ、または認定機関シンボルを使用していることが発覚した場合、その組織は、指定期限までに認証の表明の中止およびロゴおよび／またはシンボルの使用を中止するよう、配達証明郵便による書面の警告を受ける。誤用が続く場合、プログラム／認定マネージャーは、誤用に対する処置のために、代表取締役社長および場合によっては弁護士と連絡をと

る。また、プログラスマネージャーは、関連する法的機関および認定機関に誤用に関して通知を行うことができる。

- 7.3 **PJR**の認証の表明方法に関する規定に違反した被認証組織には、不適合報告書、代表取締役社長による配達証明郵便または他の文書により、効果的な是正処置を実施するよう指示が与えられる。
- 7.4 プログラム／認定マネージャーは、是正処置要求のフォローアップを行い、被認証組織より以下に関する同意書を受け取る。
- a) 不適切な使用を直ちに中止する。
 - b) どのような形であれ誤用によって誤解を与えた可能性のある個人または組織に対し、**PJR**のプログラム／認定マネージャーおよび／または代表取締役社長への文書を引用し、是正処置およびその理由を通知する。
- 7.5 プログラム／認定マネージャーは、自己の判断により、被認証組織の事業所での特別サーベイランス、被認証組織の是正処置に関する文書の受領者への問い合わせ、または、他の適切な手段により、これら是正処置のステップに対するフォローアップを行う。
- 7.6 誤用についてはいかなる場合も、被認証組織に対して行われるその後のサーベイランス審査においてフォローアップされる。

8 処置の拡大

- 8.1 被認証組織が、**PJR**ロゴ、規格ライセンス機関ロゴ、または認定機関シンボルの不適切な使用の中止および不適切な認証の表明の中止を拒否した場合、**PJR**の認証の表明方法の規定に違反し続けた場合、さまざまな方法でロゴおよび／またはシンボルを繰り返し誤用した場合、および／または 6.4bで指示されているように是正処置を迅速かつ確実に実施することを怠った場合は、当該組織の認証は停止または撤回処分の対象となる。

9 その他の規定

- 9.1 認証が完了すると、被認証組織に特定の認証範囲を明確に記載した「登録証」が発行される。
- 9.2 e-Stewards® マークの使用に先立ち、被認証組織はBANのマーケティングおよびライセンス契約を締結し、すべての関連費用を支払わなければならない。
- 9.3 R2 ロゴの使用に先立ち、被認証組織はSERIのライセンス契約を締結し、すべての関連費用を支払わなければならない。

10 認定範囲

PJR は認定を受けていない分野については認定機関のロゴマークを使用しない。

11 付属書A

認証の表明に関するガイドライン

- ISOのロゴの使用は許可されていない。
- 私用目的でISOのロゴを改造・変更することは許可されていない。
- PJRが提供した審査報告書の一部を抜粋し、認証の表明に流用してはならない。
- ロゴの使用および組織の認証取得の公表を希望する場合は、PJRからロゴの使用許可または広報についての指針を得ること。
- ISO 9001またはISO 14001においては、「認証（certification）」と「審査登録（registration）」の意味は同等であるので、どちらの用語を用いることもできる。
- 組織が「認定（accreditation）」を取得した（accredited）という表現を用いてはならない。認定されているのはPJRであり、PJRの顧客である組織は「認証（certification）」を取得した（certified）または「審査登録（registration）」された（registered）、といった表現を用いる。例えば、ANABシンボルに「accredited（認定）」の文字が書かれているが、これは、その登録証を発行する認証機関（PJR）が、特定範囲内の活動に対して登録証を発行することを、ANABにより「認定」されていることを示している。
- 「ISO 認証取得（ISO certified）」または「ISO 認証（ISO certification）」という表現を用いてはならない。
- 上記の表現の代わりに、「ISO 9001認証取得」「ISO 9001認証」「ISO 14001認証取得」および「ISO 14001認証」等の表現を用いること。PJRとしては、規格の改訂年を含めることが望ましいが、改訂年を含めない場合も許可する。改訂年を含める場合は、適時アップデートしなければならない。
- PJRロゴまたは適用可能な認定機関シンボルを、製品、製品のラベル、または製品のパッケージに、または、製品自体の認証を示唆するようないかなる方法でも表示してはならない。この「製品」には試験所、検査機関、校正機関の発行する報告書の類を含む。
- 製品のパッケージ（包装）または付帯情報に、組織のマネジメントシステムが認証されていることを表記してもよい。製品のパッケージとは、製品の分解や損傷を伴わずに取り外しできるもののことである。付帯情報は、分離した状態で提供されるか、または簡単に分離できるもののことである。型式を表記したラベルや識別票は製品の一部と考えられる。表記文章は、製品、プロセスまたはサービスが認証されているとほのめかすものであってはならない。表記文章には、次のことが含まれていなければならない。
 - ・ 識別（例えば被認証組織の商号）、
 - ・ マネジメントシステムの種別（例えば品質、環境）および適用規格、および
 - ・ PJRが登録証を発行した認証組織であること。

文例：この製品は、PJRからISO 9001（品質マネジメントシステム）の認証を受けているXYZ社ABC工場で製造されました

- ISO 22000、FSSC 22000 などの食品安全認証規格については認証組織は製品に直接であれ、または製品の包装の上であれ、FSMS 認証マーク及び認証の表明を使用することを禁止されている。製品を包む第一次包装およびあらゆる外装または第二

次包装を含め、全ての製品包装において認証の表明は禁止されている。

- ISO 9001またはISO 14001の認証が製品自体の認証または製品を保証するものであるような印象を決して与えてはならない。製品認証を暗示しかねないため、製品カタログにPJRまたは認定機関のロゴをいかなる方法であれ、使用してはならない。
- 製品に関連する情報（広告を含む）にISO 9001またはISO 14001の認証への言及を含める際は、ISO 9001またはISO 14001の認証が製品自体の認証または製品を保証するものであるような印象を与えないように注意を払う。
- 組織のISO 9001またはISO 14001の認証の適用範囲に含まれる活動および地理的位置に関して、正確かつ厳密であるようにすること。
- 16949に関しては、IATFロゴが使用されるのは、PJRが発行する登録証への表示のみである。IATFロゴは、登録証にあるその他のロゴと同じくらい目立つように表示しなければならない。
- 「AS9100、AS9110 および AS9120 の認証を取得している組織は、ISO 9001 はこれらの規格に組み込まれていることにご注意ください。貴組織が明確な活動範囲に対して個別のISO 9001 登録証を有していない限り、AS9100/9110/9120 および ISO 9001 に個別に認証されているという印象を与えないようにすること。
- PJRの認定機関のシンボルおよび／または規格ライセンス機関のロゴは、常に現行版を使用すること。現行版か否か不明な場合には、認定部門に電子メールまたは電話にて問い合わせること。

12 付属書B

PJRロゴ、規格ライセンス機関ロゴおよび認定機関シンボル使用規定

PJRの被認証組織が使用することのできるロゴおよびシンボルは、PJR登録証に実際に記載されているものである。それらは、登録証の左側下部に表示されている。

ロゴまたはシンボルは一切、法的文書（例：契約書、小切手、校正証明書、注文書）に使用されてはならない。それらは、販売促進資料、文具に使用することができる。

ロゴまたはシンボルは、製品、プロセスまたはサービスが認証を受けていることを暗示するような方法では一切使用されてはならない。

ロゴまたはシンボルの使用の際は、認証範囲が明確になる表記を用いること。

例）ロゴまたはシンボルのみで認証されたマネジメントシステム規格が判別できない場合は規格名の明記、認証の範囲が限定されている場合はその範囲など

ロゴまたはシンボルは、それらの特徴が明確に区別できるような大きさと複製されること。

ペリージョンソン レジストラー (PJR)



PJRのロゴは、単独で、または（被認証組織が使用することを認められている場合は）PJRが認定を受けている認定機関のシンボルとともに使用される。複数の認定機関のロゴの使用を選択する場合、PJRのロゴは各認定機関のロゴの隣または近くで使用されなければならない。

ロゴが単一色により複製される場合、その色は黒、またはマークが明瞭に識別できる場合は被認証組織のカンパニーカラーであること。2色以上で複製される場合は、左肩の部分がリフレックス・ブルーまたはPMS 287ブルー（または4色の配合によるリフレックス・ブルーに近い色）、ストライプの部分がPMS 185レッド（または4色の配合によるPMS 185レッドに近い色）、および下部の文字は、旗の左肩の部分の色にマッチした青色、または黒で複製されること。

ANAB (アメリカ)



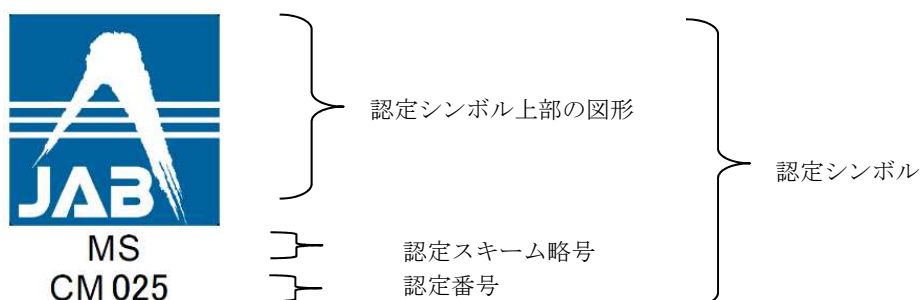
ANABシンボルは、常にPJRロゴとともに使用され、PJRロゴより大きく、目立ってはならない。

ANABシンボルを販促資料や便箋・名刺等に印刷する際には、白または淡色の背景の上に黒のインクのみを使用するか、または青（PMS 286かまたは同等のもの）および赤（PMS485かまたは同等のもの）のインクのみを使用し、対比色を用いた背景色の上に、シンボルのすべての特徴が明瞭に読み取れ、寸法のゆがみのないサイズで複製されること。

白黒およびカラーのシンボルは、左の通り。

日本適合性認定協会 (JAB)

認定シンボルの構成



JAB の認定シンボルは常に PJR ロゴとともに使用される。PJR ロゴより大きく、または、目立つような形で複製されてはならない。JAB の認定シンボルは必ず認定番号とともに表示しなければならない。さらに、「JAB」の文字および認定番号部は、文字が明瞭に読み取れるように使用しなければならない。認定番号は「CM025」である。

JAB の認定シンボルを印刷物や Web サイトに使用する場合は、PJR から提供された清刷（電子的画像データ）の複製を使用しなければならない（なお、この清刷は JAB より PJR に提供されたものである）。清刷は、PJR が提供した一体の状態で使用しなければならない。分解、組み替え等を行って使用してはならない。

JAB の上部の図形は、青色 DIC 579（CMYK: C90 M62 Y21 K0, RGB: R0 G98 B157）を用いることを原則とする。

青色に代えて、黒色、灰色、金色または銀色を使用することも可能とする。内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とする。認定シンボルの下の文字、認定プログラム略号および認定番号の色は黒色とする。なお、認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合には、上記に関わらず、認定シンボル全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。この場合、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。

JAB の認定シンボルを縮小または拡大して表示する場合は、縮小または拡大後のシンボル部、ロゴ部および認定番号部の比は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。また、認定シンボルの各要素が明瞭に認識されると判断されるものでなければならない。

被認証組織は、認定シンボルを使用する権限を与えられない限り、JAB の認定シンボルを使用してはならない。

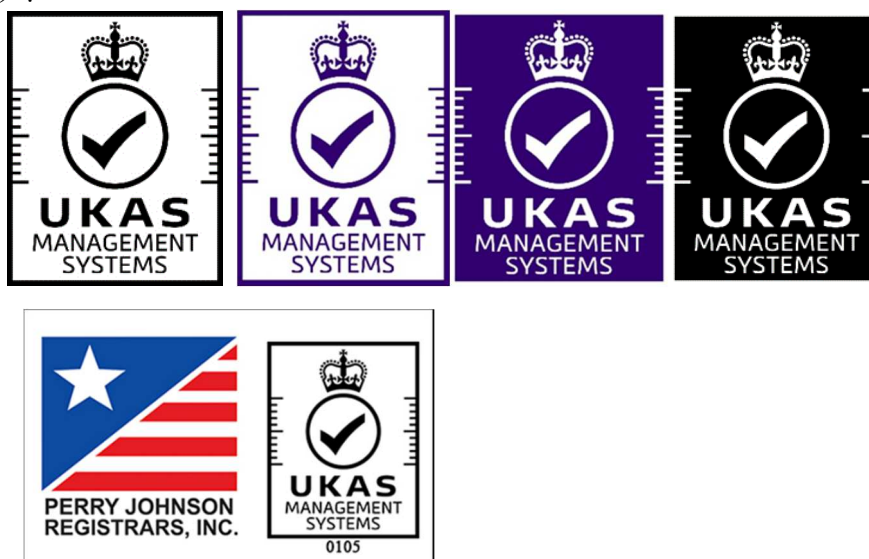
なお、清刷の複製を印刷物・Web サイト等の作成のために下請負業者に提供している場合には、提供した下請負業者の一覧を備え、PJR が要求をした場合、提示しなくてはならない。

英国認定機関（UKAS）

UKAS 認定シンボルは、以下に示されるように PJR のロゴと共に四角で囲まれた状態で使用されなければならない。UKAS ロゴの 4 つのバージョンも、同じような状態で使用することができる。UKAS シンボルは、PJR ロゴより大きく、または、目立つような形で複製されてはならない。UKAS シンボルは、登録証に関連する文房具、広告用資料、その他の品目に使用できる。

UKAS シンボルの使用に関する規定は、「UKAS 及び UKAS の認定組織による国家認定ロゴ及びシンボルの使用条件」（URN 11/673）に基づいている。

使用が求められている、許可された 4 つのバージョン（および PJR ロゴと一緒に使用した例）は以下の通り：



紫色のカラーコードは次の通り：

PANTONE 2685 C, RGB 51 0 114, HEX/HTML 330072, CMYK 97 100 0 19

UKASシンボルを電子的に複製する場合、以下が適用される。

- a) UKASシンボルは、他に文字や図等を挿入しないように複製されなければならない。
- b) UKASシンボル図の劣化および／またはゆがみがあってはならない。

UKASのシンボルの高さは通常、最小20mmの高さ（認定番号は含めない）であること。拡大または縮小をする場合は必ず、本文書で複製されたUKASシンボルの原物と同じ縦横の比率で行うこと。拡大または縮小の際には、UKASシンボル自体および認定番号をUKASシンボルー式として扱うこと。

スペースの制限やコスト上の理由などの例外的な状況においては、高さを縮小してUKASシンボルを複製してもよい。しかし、複製の高さに関わらず、UKASシンボルは、他に文字や図等を挿入せず、判読可能でなければならない。UKASシンボルをA4以下のサイズの文房具の折り畳まれていない部分に印刷する場合、高さ30mm以下のサイズで表示されなければならない。折り畳

まれていない文房具のより大きいスペースを利用する場合は、シンボルの大きさも、これに比例して拡大してもよい。

UKAS シンボルは、UKAS が、供給される製品またはサービスを認証または承認したかのように示唆するような方法、またはその他の誤解を招くような方法で使用してはならない。さらに、このシンボルは、UKAS が認証範囲内で行われている活動に対する責任を負うことに同意しているかのように示唆するような方法で使用してはならない。

UKAS のシンボルは、（シンボルより）大きな広告の一部としてマークを含める場合を除き、車両に表示してはならない。また、物品や製品に貼付またはその他の方法で表示されている通知、ラベル、文書、または書面広告に表示してはならない。この制約は、一次包装および販促資料にも適用される。シンボルを建物や旗に表示してはならない。被認証組織は、使用する権限を与えられない限り、UKAS シンボルを使用してはならない。

ACCREDIA（イタリアの認定機関）

日本適用外（認定マークをご希望の方はお問い合わせください）

UNI マークの使用（UNI/PdR 125:2022 認証のみ）

日本適用外

ema（メキシコの認定機関）

日本適用外（認定マークをご希望の方はお問い合わせください）

FSSC 22000



色の仕様:

緑: PANTONE 348 U: CMYK = 82/24/76/7

RGB=32/132/85, #218455

灰色: 60%黒: CMYK = 0/0/0/60

RGB=135/135/135, #87888a

FSSC 22000 ロゴは PJR ロゴとともに使用する場合のみ印刷物、文書、名刺、Web サイトおよび広告用物品に以下のデザイン仕様に従って使用することができる。製品、ラベルまたは包装に使用することはできず、また PJR が製品、製品またはサービスに認証または承認を与えたと暗示するような方法、またはその他の誤解を招くような方法で使用されてはならない。製品ラベル、包装等において、FSSC 22000 認証取得に言及したり、例えば「FSSC 認証取得会社で製造」のように参照したりすることは許されない。

本社の管轄する全拠点が FSSC 22000 の認証を取得している場合にのみ、FSSC ロゴを本社名刺に使用できる。

PJR は被認証組織の FSSC 22000 ロゴ使用についてすべての初回、サーベイランスおよび再認証審査において審査する。ロゴ使用に関わるすべての不適合は、その使用の修正の実行とともに、将来の使用については是正処置を行うことが要求される。

ロゴは特定の色およびロゴのすべての特徴が明確に識別できる大きさと複製されなければならない。

白黒でのロゴの使用は、その他のテキストおよび画像すべてが白黒の場合、許可される。

FSSC 22000 ロゴの大きさは PJR または認定機関のロゴの大きさと同一で、常に一緒に表示されなければならない。ロゴの使用および著作権の保護については、FSSC 財団が管理しており、ロゴは、財団の事務局を通して、info@fssc22000.com から入手できる。

電子機器の持続可能な再利用とリサイクル (R2) 基準 v3



R2 ロゴは SERI から入手し、R2 実施規則に従って使用されなければならない。R2v3 か、認証施設が取得している基準に基づき、正しいロゴが選択されなければならない。R2 認証施設は、SERI R2 施設合意書、具体的には付属書 C・マークおよび使用ガイドラインに記載されている、ロゴの使用および広告宣伝規則を参照し、これを順守することが求められる。

ロゴを複製する場合には、白黒で表示されてもよいことを除き、大きさ以外の変更をしてはならない。ロゴは常に鮮明で可読な大きさで表示されなければならない。

ロゴは、SERI とのライセンス契約を結んでいる被認証組織のみが使用できる。ロゴは認証された特定の施設に関してのみ用いることができる。全社が認証の対象ではないのに、全社が対象であるとほめかしていると受け取られかねないような方法で表示されてはならない。これは、認証された事業所限定ではない会社の Web サイトやその他の媒体に R2 のロゴを掲載することを含む。

ロゴは認証された特定の活動または範囲に関してのみ用いることができる。全事業活動が認証の対象ではない場合には、認証された活動に関してのみロゴを掲示してよい。認証された範囲限定でない会社の Web サイトやその他の媒体に R2 のロゴを掲載してはならない。

有効な R2 認証の一時停止、期限切れ、または返上の際には、Web サイトでの使用、電子メールの署名、営業用印刷物、名刺を含む、ただし、それらに限定されない、すべての出版物からロゴが直ちに削除されなければならない。

Recycling Industry Operating Standard™ (RIOS™) ロゴの使用規則

認証をご希望の方はお問い合わせください

13 付属書C

ジャパンディビジョン固有のPJRJ ロゴ・ 認定機関シンボル使用規定の概略 (ISMS-AC)

付属書Cはジャパンディビジョン(PJRJ)における一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC) の認定の基に実施されるISO 27001認証に適用される。PJRJにより認証された企業／組織が使用することのできるロゴおよびシンボルは、PJRJ登録証に実際に記載されているものである。それらは、登録証の左側下部に表示されている。

ロゴまたはシンボルは一切、法的文書（例：契約書、小切手）に使用されてはならない。ロゴまたはシンボルは、販売促進資料、文具に使用することができる。

ロゴまたはシンボルは一切、製品、プロセスまたはサービスが認証を受けていることを暗示するような方法で使用されてはならない。

ロゴまたはシンボルは、すべての特徴が明確に区別できるような大きさと複製されること。

ペリージョンソン レジストラー (PJRJ)



PJRJのロゴは、単独で、または（被認証組織が使用することを認められている場合は）PJRJが認定を受けている認定機関のシンボルと共に使用される。

ロゴが単一色により複製される場合、その色は黒、またはロゴが明瞭に識別できる場合は被認証組織のカンパニーカラーであること。2色以上で複製される場合は、左肩の部分がリフレックス・ブルーまたはPMS 287ブルー（または4色の配合によるリフレックス・ブルーに近い色）、ストライプの部分がPMS 185レッド（または4色の配合によるPMS 185レッドに近い色）、および下部の文字は、旗の左肩の部分の色にマッチした青色、または黒で複製されること。

一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC)



認定シンボルを印刷物に表示する場合の色は原則として下記指定色とする。

プロセスカラーの場合：(C100%+M70%)

特殊印刷色の場合：(DIC220) 1色

ホームページや電子情報に表示する場合の色指定は原則として下記とする。

WEB カラースライダーで指定の場合：(003399)

RGB カラーで指定の場合：(R=000,G=051,B=153)

JIP-ISMS517 (ISO/IEC27017) を認証取得の方は、CLS のマークを利用すること。

認定シンボルを縮小または拡大して表示する場合は、寸法比を認定シンボル規定と同一としなければならない。縮小する場合の最小サイズは、各部が明瞭に識別できる範囲としなければならない。

い。

適合性評価機関、組織が認定シンボルを表示する場合は、特に理由がある場合を除き、認定番号とともに表示しなければならない。

認証機関により認証を受けた組織が認定シンボルを表示する場合は、認証機関の認証ロゴと共に表示しなければならない。認定シンボルのみを単独で表示することはできない。この場合、認証機関の認証ロゴと認定シンボルの関係が明確で、かつ両者が明確に識別できなければならない。

認証を受けた組織が認証機関の認証ロゴを表示する場合、認定シンボルを並べて表示することが望ましい。

認証ロゴと認定シンボルを並べて表示する場合、両者が同一のマネジメントシステムに基づくものであることを示すため、両者を枠で囲むことが望ましい。認定された適合性評価機関および認証された組織は、認定シンボルを、報告書、カタログ、説明書、宣伝・広告用資料、出版物、Web サイト等に使用できる。この場合、認定、認証された範囲を明確にしなければならない。

認証された組織が認定シンボルを名刺に使用できるのは、認証を受けた適用範囲の業務に従事する要員が使用する場合のみとする。

認定シンボルは製品や場所に表示してはならない。また、製品や場所に対して適合性を示すと誤解されるような方法で表示してはならない。

認定シンボルは ISMS-AC 以外の認定機関の認定シンボルと併せて表示できる。

認定シンボルを使用せず、PJRJ の認証ロゴを単独で使用する場合は、認証されている規格を記載しなければならない。

ISMS クラウドセキュリティ認証の場合

例 1 が適切であるが、例 2 も許容される。

例 1) JIP-ISMS517 (ISO/IEC27017) 認証取得

例 2) ISO/IEC27017 (JIP-ISMS517) 認証取得

注) ISO/IEC 27017 は、JISQ 27017 の表示も可

14 付属書D

ジャパンディビジョン固有のPJRロゴ・認定機関マーク 使用規定の概略（JFSM）

付属書 D はジャパンディビジョン（PJRJ）における一般財団法人 食品安全マネジメント協会（JFSM）の承認の基に実施される JFS-B 適合証明に適用される。PJRJ により適合証明された企業／組織が使用することのできるロゴおよびマークは、PJRJ 適合証明書に実際に記載されているものである。

ロゴまたはマークは一切、法的文書（例：契約書、小切手）に使用されてはならない。ロゴまたはマークは、販売促進資料、文具に使用することができる。なお、製品自体にマークを使用することはできない。

ロゴまたはマークを縮小または拡大して表示する場合は、縦横比を維持し、これを変更してはならない。

ペリージョンソン レジストラー（PJRJ）



PJRJのロゴは、単独で、または（被認証組織が使用することを認められている場合は）JFSMのマークと共に使用される。

ロゴが単一色により複製される場合、その色は黒、またはロゴが明瞭に識別できる場合は被認証組織のカンパニーカラーであること。2 色以上で複製される場合は、左肩の部分がリフレックス・ブルーまたは PMS 287 ブルー（または 4 色の配合によるリフレックス・ブルーに近い色）、ストライプの部分が PMS 185 レッド（または 4 色の配合による PMS 185 レッドに近い色）、および下部の文字は、旗の左肩の部分の色にマッチした青色、または黒で複製されること。

一般社団法人 食品安全マネジメント協会（JFSM）



赤部分 プロセスカラー：M100+Y100
RGB：R230+B18
特色：TOYO COLOR FINDER CF10101

黒部分 プロセスカラー：BL100
RGB：R35+G24+B21
特色：TOYO COLOR FINDER CF97C 墨

緑部分 プロセスカラー：C50+Y100
RGB：R141+G194+B31（Adobe Illustrator 上の変換値）
特色：TOYO COLOR FINDER CF10244

JFSM のマークは、単独または PJRJ のロゴと併記することが認められている。マーク下部には JFSM から発行される登録番号を記載しなければならない。

名刺等においてやむなく白黒表示とする場合は、指定のカラーを使用するものとする。
※下記図は B 規格も同様。左右寸法は 12mm 以上での使用を推奨

